

2023年11月27日～12月3日、ニューヨーク
核兵器禁止条約第2回締約国会議での決定事項

I. 決定書草案1：「条約実施のための会期間の組織構造」

締約国会合は決定する：

- (a) 第1回締約国会議の決定4に含まれる会期間の組織構造を、第2回締約国会議と第3回締約国会議の間の会期間にも拡大する：
- 普遍化に関する非公式作業部会は、南アフリカとウルグアイが共同議長を務める。
 - 被害者支援、環境修復、国際協力および支援に関する非公式作業部会は、カザフスタンとキリバスが共同議長を務める。
 - 第4条の実施に関する非公式作業部会、特に将来の管轄国際機関または当局の指定に関する作業は、マレーシアとニュージーランドが共同議長を務める。
 - メキシコをジェンダーフォーカルポイントに任命する。
- (b) 既存の核軍縮・不拡散体制との条約の補完性に関する第1回締約国会合の決定3を再確認し、第2回締約国会合と第3回締約国会合の間の非公式な進行役としてアイルランドとタイを任命する。
- (c) 非公式作業部会の共同議長、非公式進行役、ジェンダー・フォーカルポイントは、特に、それぞれ、文書 TPNW/MSP/2023/2、TPNW/MSP/2023/3、TPNW/MSP/2023/4、TPNW/MSP/2023/5、TPNW/MSP/2023/7 により通知されること。

II. 決定書草案2：「締約国会議におけるテーマ別討論」

締約国会議は決定する：

- (a) 将来の締約国会議の議長は、条約の目的の実施と現在の国際情勢との関連性を考慮し、締約国会合でテーマ別討論会を開催する選択権を有する；
- (b) この目的のため、議長が選択する場合、調整委員会との協議の後、テーマ別討論のための特定のテーマを選択し、締約国に提案し、締約国の同意を得ること；
- (c) 提案が承認された後、議長は事務局と協力し、締約国会議のタイムテーブルに対応するテーマ別討論を盛り込む。

III. 決定書草案 3：「6 条および 7 条に関する自主的報告」

締約国会議は、文書 TPNW/MSP/2023/3 に含まれる報告ガイドラインと報告フォーマットを、締約国による自主的な使用のために暫定的に採択することを決定し、さらに締約国に対し、被害者支援、環境修復、国際協力、支援に関する非公式作業部会の活動の一環として、さらなる改善を目指し、自主的な報告ガイドラインとフォーマットの見直しを継続するよう勧告する。

IV. 決定書草案 4：「被害者支援および環境修復のための国際信託基金」

締約国会議は決定する：

- (a) 被害者支援、環境修復、国際協力、支援に関する非公式作業部会の下で、特に文書 TPNW/MSP/2023/3 を考慮に入れながら、被害者支援と環境修復のための国際信託基金設立の実現可能性と可能なガイドラインに関して、集中的な議論が行われること。
- (b) 第 3 回締約国会議において、被害者支援及び環境修復のための国際信託基金の設立を優先的に検討することを目的として、被害者支援及び環境修復のための国際信託基金の設立の実現可能性及び可能なガイドラインに関する勧告を含む報告書が提出されること。

V. 決定書草案 5：「核兵器禁止条約の下での各国の安全保障上の懸念に関する協議プロセス」

締約国会議は決定する：

- (a) 第 2 回締約国会議と第 3 回締約国会議の間に、締約国および署名国の間で、科学諮問グループ、赤十字国際委員会、核兵器廃絶国際キャンペーン、その他の利害関係者および専門家の関与の下、協議し、包括的な論点および勧告を含む報告書を第 3 回締約国会議に提出するための会期間協議プロセスを設置すること：
 - i. 核兵器の存在と核抑止の概念から生じる、条約に明記された正当な安全保障上の懸念、脅威、リスク認識をより明確にし、促進すること；
 - ii. 核兵器の人道的影響とリスクに関する新たな科学的証拠を強調・宣伝し、これを核抑止力に内在するリスクや仮定と並置することによって、核抑止力に基づく安全保障パラダイムに挑戦する。
- (b) オーストリアを、核兵器禁止条約の下での各国の安全保障上の懸念に関する協議プロセスのコーディネーターに任命する。
- (c) コーディネーターは、普遍化の努力に関する相乗効果を最大化するため、普遍化に関する非公式作業部会の共同議長と緊密に協力する。